

◎公職選挙法の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（中央選挙管理会の技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）</p> <p>第五条の三〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>（中央選挙管理会のは正の指示）</p> <p>第五条の四〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>（中央選挙管理会の処理基準）</p> <p>第五条の五〔略〕</p> <p>2・5〔略〕</p> <p>（参議院特定選挙区選挙管理委員会）</p> <p>第五条の六 二の都道府県の区域を区域とする参議院（選挙区選出）議員の選挙区内の当該二の都道府県（以下「特定都道府県」という。）は、協議により規約を定め、共同して参議院特定選挙区選挙管理委員会を置くものとする。</p>	<p>（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）</p> <p>第五条の三〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>（是正の指示）</p> <p>第五条の四〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>（処理基準）</p> <p>第五条の五〔略〕</p> <p>2・5〔略〕</p>

- 2 参議院（選挙区選出）議員の選挙のうち二の都道府県の区域を区域とする選挙区において行われるもの（以下「参議院特定選挙区選挙」という。）に関する事務は、第五条の規定にかかわらず、参議院特定選挙区選挙管理委員会が管理する。この場合において、参議院特定選挙区選挙管理委員会が管理する事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とみなして、同法その他の法令の規定を適用する。
- 3 参議院特定選挙区選挙管理委員会は、委員八人をもつて組織する。
- 4 委員は、特定都道府県の選挙管理委員会の委員をもつて充てる。
- 5 委員は、特定都道府県の選挙管理委員会の委員でなくなつたときに限り、その職を失う。
- 6 委員の任期は、特定都道府県の選挙管理委員会の委員としての任期による。ただし、地方自治法第八十三条第一項ただし書の規定により後任者が就任する時まで特定都道府県の選挙管理委員会の委員として在任する間は、委員として在任する。
- 7 委員は、非常勤とする。
- 8 委員は、特定都道府県に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該特定都道府県が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。
- 9 参議院特定選挙区選挙管理委員会の委員長は、委員の中から互選

しなければならない。

10 委員長は、参議院特定選挙区選挙管理委員会を代表し、その事務を総理する。

11 参議院特定選挙区選挙管理委員会の会議は、五人以上の委員の出席がなければ開くことができない。

12 参議院特定選挙区選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

13 参議院特定選挙区選挙管理委員会に職員を置く。

14 前項の職員は、特定都道府県の選挙管理委員会が協議して定めるところにより、特定都道府県の選挙管理委員会の職員をもつて充てるものとする。ただし、特定都道府県の知事が協議して定めるところにより、その補助機関である職員をもつて充てることを妨げない。

15 第十三項の職員は、委員長の命を受け、参議院特定選挙区選挙管理委員会に関する事務に従事する。

16 参議院特定選挙区選挙管理委員会の設置に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 参議院特定選挙区選挙管理委員会の名称

二 参議院特定選挙区選挙管理委員会の経費の支弁の方法

三 参議院特定選挙区選挙管理委員会の執務場所

四 前三号に掲げるものを除くほか、参議院特定選挙区選挙管理委員会に關し必要な事項

17 参議院特定選挙区選挙管理委員会の処分又は裁決（行政事件訴訟

法（昭和三十七年法律第百二十九号）第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による特定都道府県を被告とする訴訟については、参議院特定選挙区選挙管理委員会が当該特定都道府県を代表する。

18 この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをするものを除くほか、参議院特定選挙区選挙管理委員会については、これを各特定都道府県の地方自治法第百三十八条の四第一項に規定する委員会とみなして、同法その他の法令の規定を適用する。

19 この法律及びこれに基づく政令並びに参議院特定選挙区選挙管理委員会の設置に関する規約に規定するものを除くほか、参議院特定選挙区選挙管理委員会に関し必要な事項は、参議院特定選挙区選挙管理委員会が定める。

（参議院特定選挙区選挙管理委員会の技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）

第五条の七 参議院特定選挙区選挙管理委員会は、参議院特定選挙区選挙に関する事務（特定都道府県の選挙管理委員会が担任する事務に係るものを除く。次項及び第三項並びに次条第一項において同じ。）について、市町村に対し、市町村の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは市町村の事務の適正な処理に

関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2 総務大臣は、参議院特定選挙区選挙に関する事務について、参議院特定選挙区選挙管理委員会に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。

3 参議院特定選挙区選挙管理委員会は総務大臣に対し、市町村の選挙管理委員会は参議院特定選挙区選挙管理委員会に対し、参議院特定選挙区選挙に関する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

(参議院特定選挙区選挙管理委員会の是正の指示)

第五条の八 参議院特定選挙区選挙管理委員会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の選挙管理委員会の担任する地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(参議院特定選挙区選挙に関する事務に限る。以下この条及び次条において「第一号法定受託事務」という。)の処理が法令の規定に違反しているとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、当該第一号法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

2 総務大臣は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、参議院特定選挙区選挙管理委

員会に対し、前項の規定による市町村に対する指示に関し、必要な指示をすることができる。

3 地方自治法第二百四十五条の七第二項及び第三項の規定は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務については、適用しない。

4 第一項の規定による指示を行った参議院特定選挙区選挙管理委員会又は地方自治法第二百四十五条の七第二項の規定による指示を行った都道府県の執行機関と、第二項の指示を行った総務大臣は同条第三項の指示を行った各大臣とみなして、同法第二百五十二条第三項及び第四項の規定を適用する。

(参議院特定選挙区選挙管理委員会の処理基準)

第五条の九 参議院特定選挙区選挙管理委員会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の選挙管理委員会の担任する第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。この場合において、参議院特定選挙区選挙管理委員会の定める基準は、地方自治法第二百四十五条の九第三項の規定により総務大臣の定める基準に抵触するものであつてはならない。

2 総務大臣は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、参議院特定選挙区選挙管理委員会に対し、前項の規定により定める基準に関し、必要な指示をすることができる。

3 第一項の規定により定める基準は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。

4 地方自治法第二百四十五条の九第二項及び第四項の規定は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務については、適用しない。

(特定都道府県の選挙管理委員会の委員の失職の特例)

第五條の十 特定都道府県の選挙管理委員会の委員は、地方自治法第百八十四条第一項に定めるもののほか、参議院特定選挙区選挙管理委員会の委員として第五條の六第八項の規定に該当するときは、その職を失う。この場合において、同項の規定に該当するかどうかは、当該委員の属する特定都道府県の選挙管理委員会がこれを決定する。

2 地方自治法第百四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

(選挙に関する啓発、周知等)

第六條 総務大臣、中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙管理委員会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。

(選挙に関する啓発、周知等)

第六條 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。

2 中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙管理委員会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙の結果を選挙人に対して速やかに知らせるように努めなければならない。

3 [略]

(選挙区の特例)

第十五条の二 [略]

2 [略]

3 参議院(選挙区選出)議員の選挙の期日の公示又は告示がなされた日からその選挙の期日までの間において二以上の選挙区にわたつて都道府県の境界の変更があつても、当該選挙区は、第十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙については、変更しないものとする。

4 [略]

(登録)

第二十二条 [略]

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に

2 中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙の結果を選挙人に対してすみやかに知らせるように努めなければならない。

3 [略]

(選挙区の特例)

第十五条の二 [略]

2 [略]

3 参議院(選挙区選出)議員の選挙の期日の公示又は告示がなされた日からその選挙の期日までの間において都道府県の境界の変更があつても、当該選挙区は、第十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙については、変更しないものとする。

4 [略]

(登録)

第二十二条 [略]

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

登録しなければならない。

(縦覧)

第二十三条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による登録については登録月の三日から七日までの間(同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間)、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、同条の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2 [略]

(衆議院議員及び参議院議員の再選挙及び補欠選挙)

第三十三条の二 衆議院議員及び参議院議員の第九十九条第一号に掲げる事由による再選挙は、これを行うべき事由が生じた日から四十日以内に、衆議院議員及び参議院議員の同条第四号に掲げる事由による再選挙(選挙の無効による再選挙に限る。)は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院

(縦覧)

第二十三条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による登録については登録月の三日から七日までの間(同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間)、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、同条の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2 [略]

(衆議院議員及び参議院議員の再選挙及び補欠選挙)

第三十三条の二 衆議院議員及び参議院議員の第九十九条第一号に掲げる事由による再選挙は、これを行うべき事由が生じた日から四十日以内に、衆議院議員及び参議院議員の同条第四号に掲げる事由による再選挙(選挙の無効による再選挙に限る。)は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が第二百二十条第一項後段の規定による通知を受けた日から四十日以

院特定選挙区選挙管理委員会が第二百二十条第一項後段の規定による通知を受けた日から四十日以内に行う。

2～6 [略]

7 衆議院議員及び参議院議員の再選挙又は補欠選挙は、その選挙を必要とするに至った選挙についての第二百四条又は第二百八条の規定による訴訟の出訴期間又は訴訟が係属している間は、行うことができない。この場合において、これらの期間に第一項又は第二項に規定する事由が生じた選挙についての前各項の規定の適用については、第一項中「これを行うべき事由が生じた日」とあるのは「第二百四条若しくは第二百八条に規定する出訴期間の経過又は当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会）の第二百二十条第一項後段の規定による通知の受領のうちいずれか遅い方の事由が生じた日」と、第二項から前項までの規定中「これを行うべき事由が生じた場合」とあるのは「第二百四条若しくは第二百八条に規定する出訴期間の経過又はこれらの規定による訴訟が係属しなくなったことのうちいずれか遅い方の事由が生じた場合」とする。

8 [略]

(繰上投票)

第五十六条 島その他交通不便の地について、選挙の期日に投票箱を

内に行う。

2～6 [略]

7 衆議院議員及び参議院議員の再選挙又は補欠選挙は、その選挙を必要とするに至った選挙についての第二百四条又は第二百八条の規定による訴訟の出訴期間又は訴訟が係属している間は、行うことができない。この場合において、これらの期間に第一項又は第二項に規定する事由が生じた選挙についての前各項の規定の適用については、第一項中「これを行うべき事由が生じた日」とあるのは「第二百四条若しくは第二百八条に規定する出訴期間の経過又は当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）の第二百二十条第一項後段の規定による通知の受領のうちいずれか遅い方の事由が生じた日」と、第二項から前項までの規定中「これを行うべき事由が生じた場合」とあるのは「第二百四条若しくは第二百八条に規定する出訴期間の経過又はこれらの規定による訴訟が係属しなくなったことのうちいずれか遅い方の事由が生じた場合」とする。

8 [略]

(繰上投票)

第五十六条 島その他交通不便の地について、選挙の期日に投票箱を

送致することができない状況があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会（市町村の議会の議員又は長の選挙については、市町村の選挙管理委員会）は、適宜にその投票の期日を定め、開票の期日までにその投票箱、投票録、選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本を送致させることができる。

（繰延投票）

第五十七条 天災その他避けることのできない事故により投票を行うことができないとき又は更に投票を行う必要があるときは、都道府県の選挙管理委員会（市町村の議会の議員又は長の選挙については、市町村の選挙管理委員会）は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。ただし、その期日は、当該選挙管理委員会において、少なくとも五日前に告示しなければならない。

2 衆議院議員、参議院議員又は都道府県の議会の議員若しくは長の選挙について前項に規定する事由を生じた場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該選挙の選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院特定選挙区選挙については、選挙分会長）を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。

（開票）

送致することができない状況があると認めるときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、都道府県の選挙管理委員会）は、適宜にその投票の期日を定め、開票の期日までにその投票箱、投票録、選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本を送致させることができる。

（繰延投票）

第五十七条 天災その他避けることのできない事故により投票を行うことができないとき又は更に投票を行う必要があるときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、都道府県の選挙管理委員会）は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。ただし、その期日は、当該選挙管理委員会において、少なくとも五日前に告示しなければならない。

2 衆議院議員、参議院議員又は都道府県の議会の議員若しくは長の選挙について前項に規定する事由を生じた場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該選挙の選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、選挙分会長）を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。

（開票）

第六十六条 [略]

2 [略]

3 投票の点検が終わったときは、開票管理者は、直ちにその結果を選挙長(衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院特定選挙区選挙については、選挙分会長)に報告しなければならない。

(選挙長及び選挙分会長)

第七十五条 [略]

2 衆議院(比例代表選出)議員若しくは参議院(比例代表選出)議員の選挙又は参議院特定選挙区選挙においては、前項の選挙長を置くほか、都道府県ごとに、選挙分会長を置く。

3 選挙長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)の選任した者をもって、選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

4・5 [略]

(選挙立会人)

第七十六条 第六十二条の規定は、選挙会及び選挙分会の選挙立会人

第六十六条 [略]

2 [略]

3 投票の点検が終わったときは、開票管理者は、直ちにその結果を選挙長(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、選挙分会長)に報告しなければならない。

(選挙長及び選挙分会長)

第七十五条 [略]

2 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙においては、前項の選挙長を置くほか、都道府県ごとに、選挙分会長を置く。

3 選挙長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)の選任した者をもって、選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

4・5 [略]

(選挙立会人)

第七十六条 第六十二条の規定は、選挙会及び選挙分会の選挙立会人

について準用する。この場合において、同条第一項中「当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者(第七十九条第二項の規定により開票の事務を選挙会の事務に併せて行う旨の告示がされた場合にあつては、その開票区における選挙人名簿に登録された者。第八項において同じ。)」と、「期日前三日まで」とあるのは「期日前三日まで(第七十九条第一項に規定する場合にあつては、同条第二項の規定による告示がされた日からその選挙の期日前三日まで)」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長(衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院特定選挙区選挙における選挙分会の選挙立会人については、当該選挙分会長。以下この条において同じ。)」と、同条第二項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第三項中「開票区」とあるのは「選挙会(衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院特定選挙区選挙については、選挙会又は選挙分会。第八項において同じ。)」と、同条第四項から第六項までの規定中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第八項中「又は選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき」とあるのは「選挙会の期日までに三人に達しなくなつたとき」と、「開票所」とあるのは「選挙会」と、「開票管理者」とあるのは「当該選挙長」と、「その開票区における選挙人名簿に登録された者」とあるのは

について準用する。この場合において、同条第一項中「当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者(第七十九条第二項の規定により開票の事務を選挙会の事務に併せて行う旨の告示がされた場合にあつては、その開票区における選挙人名簿に登録された者。第八項において同じ。)」と、「期日前三日まで」とあるのは「期日前三日まで(第七十九条第一項に規定する場合にあつては、同条第二項の規定による告示がされた日からその選挙の期日前三日まで)」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙における選挙分会の選挙立会人については、当該選挙分会長。以下この条において同じ。)」と、同条第二項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第三項中「開票区」とあるのは「選挙会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、選挙会又は選挙分会。第八項において同じ。)」と、同条第四項から第六項までの規定中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第八項中「又は選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき」とあるのは「選挙会の期日までに三人に達しなくなつたとき」と、「開票所」とあるのは「選挙会」と、「開票管理者」とあるのは「当該選挙長」と、「その開票区における選挙人名簿に登録された者」とあるのは「選挙の選挙権を有する者」と、「開票に」とあるのは「選挙

「当該選挙の選挙権を有する者」と、「開票に」とあるのは「選挙会に」と、「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「当該選挙長」と読み替えるものとする。

(選挙会及び選挙分会の開催場所)

第七十七条 選挙会は、都道府県庁又は当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)の指定した場所で開く。

2 [略]

(選挙会及び選挙分会の場所及び日時)

第七十八条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)はあらかじめ選挙会の場所及び日時を、都道府県の選挙管理委員会(あらかじめ選挙分会の場所及び日時を、それぞれ告示しなければならない)。

(選挙会又は選挙分会の開催)

第八十条 選挙長(衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院特定選挙区選挙における選挙長を除

会に」と、「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「当該選挙長」と読み替えるものとする。

(選挙会及び選挙分会の開催場所)

第七十七条 選挙会は、都道府県庁又は当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)の指定した場所で開く。

2 [略]

(選挙会及び選挙分会の場所及び日時)

第七十八条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)はあらかじめ選挙会の場所及び日時を、都道府県の選挙管理委員会(あらかじめ選挙分会の場所及び日時を、それぞれ告示しなければならない)。

(選挙会又は選挙分会の開催)

第八十条 選挙長(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙における選挙長を除く。)又は選挙分会長は、すべての

く。)又は選挙分会長は、全ての開票管理者から第六十六条第三項の規定による報告を受けた日又はその翌日に選挙会又は選挙分会を開き、選挙立会人立会いの上、その報告を調査し、各公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。第三項において同じ。)、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数(各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者(当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。))の得票総数を含むものをいう。第三項において同じ。)を計算しなければならない。

2・3 [略]

(衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院特定選挙区選挙の選挙会の開催)

第八十一条 [略]

2・4 [略]

5 第一項から第三項までの規定は、参議院特定選挙区選挙について準用する。この場合において、第二項中「同項の規定による報告を受けた日若しくは中央選挙管理会から第一百一条第四項の規定による通知を受けた日のいずれか遅い日(当該選挙が衆議院小選挙区選出議員の選挙と同時に進行されない場合にあつては、すべての選挙分会長から前項の規定による報告を受けた日)」とあるのは「同項の規定による報告を受けた日」と、同項及び第三項中「各衆議院名簿届出政党等」とあるのは「各候補者」と読み替えるものとする。

開票管理者から第六十六条第三項の規定による報告を受けた日又はその翌日に選挙会又は選挙分会を開き、選挙立会人立会いの上、その報告を調査し、各公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。第三項において同じ。)、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数(各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者(当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。))の得票総数を含むものをいう。第三項において同じ。)を計算しなければならない。

2・3 [略]

(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の場合の選挙会の開催)

第八十一条 [略]

2・4 [略]

(選挙録の作成及び選挙録その他関係書類の保存)

第八十三条 [略]

2 選挙録は、第六十六条第三項の規定による報告に関する書類(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては第八十一条第一項の規定による報告に関する書類、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては同条第四項において準用する同条第一項の規定による報告に関する書類、参議院特定選挙区選挙にあつては同条第五項において準用する同条第一項の規定による報告に関する書類)と併せて、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙会に関するものについては中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙の選挙会に関するものについては当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会、選挙分会)に関するものについては当該都道府県の選挙管理委員会)において、当該選挙に係る議員又は長の任期間、保存しなければならない。

3 [略]

(繰延選挙会又は繰延選挙分会)

第八十四条 第五十七条第一項本文の規定は、選挙会及び選挙分会に、準用する。この場合において、同項本文中「都道府県の選挙管理委員会(市町村の議会の議員又は長の選挙については、市町村の選挙管理委員会)」とあるのは、「当該選挙に関する事務を管理す

(選挙録の作成及び選挙録その他関係書類の保存)

第八十三条 [略]

2 選挙録は、第六十六条第三項の規定による報告に関する書類(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては第八十一条第一項の規定による報告に関する書類、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては同条第四項において準用する同条第一項の規定による報告に関する書類)と併せて、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙会に関するものについては中央選挙管理会、選挙分会)に関するものについては当該都道府県の選挙管理委員会)において、当該選挙に係る議員又は長の任期間、保存しなければならない。

3 [略]

(繰延選挙会又は繰延選挙分会)

第八十四条 第五十七条第一項本文の規定は、選挙会及び選挙分会に、準用する。この場合において、同項本文中「(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、都道府県の選挙管理委員会)」とあるのは、「(衆議院比例代表選出議員又

る選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙会に關しては中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙の選挙会に關しては当該選挙に關する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会、選挙分会に關しては都道府県の選挙管理委員会)と読み替えるものとする。

(衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の立候補の届出等)

第八十六条 [略]

2・3 [略]

4 第一項の文書には、当該政党その他の政治団体の名称、本部の所在地及び代表者(総裁、会長、委員長その他これらに準ずる地位にある者をいう。以下この条から第八十六条の七まで、第四百四十二条の二第三項、第六百六十九条第七項、第七百七十五条第七項及び第八十条第二項において同じ。)の氏名並びに候補者となるべき者の氏名、本籍、住所、生年月日及び職業その他政令で定める事項を記載しなければならない。

5 14 [略]

(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等)

第八十六条の四 [略]

2 10 [略]

は参議院比例代表選出議員の選挙会に關しては中央選挙管理会、選挙分会に關しては都道府県の選挙管理委員会)と読み替えるものとする。

(衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の立候補の届出等)

第八十六条 [略]

2・3 [略]

4 第一項の文書には、当該政党その他の政治団体の名称、本部の所在地及び代表者(総裁、会長、委員長その他これらに準ずる地位にある者をいう。以下この条から第八十六条の七まで、第四百四十二条の二第三項、第六百六十九条第六項、第七百七十五条第七項及び第八十条第二項において同じ。)の氏名並びに候補者となるべき者の氏名、本籍、住所、生年月日及び職業その他政令で定める事項を記載しなければならない。

5 14 [略]

(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等)

第八十六条の四 [略]

2 10 [略]

11 第一項、第二項、第五項、第六項、第八項若しくは前項の規定による届出があつたとき、第九項の規定により届出を却下したとき又は公職の候補者が死亡し、若しくは第九十一条第二項若しくは第一百三条第四項の規定に該当するに至つたことを知つたときは、選挙長は、直ちにその旨を告示するとともに、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院特定選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会）に報告しなければならない。

（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の繰上補充）

第九十七条の二 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項の規定は、参議院（比例代表選出）議員の選挙について準用する。この場合において、同項中「第九十九条の二第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条の二第六項において準用する同条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）」と、「若しくは第二百五十一条の三」とあるのは、「第二百五十一条の三若しくは第二百五十一条の四」と、「衆議院名簿の衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿の参議院名簿登載者」と、「その衆議院名簿」とあるのは「その参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間」と読み替えるものとする。

11 第一項、第二項、第五項、第六項、第八項若しくは前項の規定による届出があつたとき、第九項の規定により届出を却下したとき又は公職の候補者が死亡し、若しくは第九十一条第二項若しくは第一百三条第四項の規定に該当するに至つたことを知つたときは、選挙長は、直ちにその旨を告示するとともに、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の繰上補充）

第九十七条の二 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項の規定は、参議院（比例代表選出）議員の選挙について準用する。この場合において、同項中「第九十九条の二第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条の二第六項において準用する同条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）」と、「衆議院名簿の衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿の参議院名簿登載者」と、「その衆議院名簿」とあるのは「その参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間」と読み替えるものとする。

(無投票当選)

第百条 [略]

2～4 [略]

5 前各項又は第二百二十七条の規定により投票を行わないこととなつたときは、選挙長は、直ちにその旨を当該選挙の各投票管理者に通知し、併せてこれを告示し、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)に報告しなければならない。

6～9 [略]

(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人決定の場合の報告、告知及び告示)

第百一条の三 衆議院議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙において、当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに当選人の住所、氏名及び得票数、その選挙における各公職の候補者の得票総数その他選挙の次第を、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院特定選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院特定選挙区選挙については、当該

(無投票当選)

第百条 [略]

2～4 [略]

5 前各項又は第二百二十七条の規定により投票を行わないこととなつたときは、選挙長は、直ちにその旨を当該選挙の各投票管理者に通知し、併せてこれを告示し、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)に報告しなければならない。

6～9 [略]

(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人決定の場合の報告、告知及び告示)

第百一条の三 衆議院議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙において、当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに当選人の住所、氏名及び得票数、その選挙における各公職の候補者の得票総数その他選挙の次第を、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、か

選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会）は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

（当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例）

第三百三条 〔略〕

2 第九十六条、第九十七条、第九十七条の二又は第一百十二条の規定により当選人と定められた者で、法律の定めるところにより当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にあるものが第一百一条第二項、第一百一条の二第二項、第一百一条の二の二第二項又は第一百一条の三第二項の規定により当選の告知を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会）に対し、その告知を受けた日から五日以内にその職を辞した旨の届出をしないときは、その当選を失う。

3 〔略〕

4 一の選挙につき第九十六条、第九十七条、第九十七条の二又は第一百十二条の規定により当選人と定められた者が、他の選挙につき第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項の規定による届出のあつたものであるとき、第八十六条の二第一項若しくは第九項の規定による届出に係る衆議院名簿登載者であるとき、第八十六条の

つ、当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

（当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例）

第三百三条 〔略〕

2 第九十六条、第九十七条、第九十七条の二又は第一百十二条の規定により当選人と定められた者で、法律の定めるところにより当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にあるものが第一百一条第二項、第一百一条の二第二項、第一百一条の二の二第二項又は第一百一条の三第二項の規定により当選の告知を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）に対し、その告知を受けた日から五日以内にその職を辞した旨の届出をしないときは、その当選を失う。

3 〔略〕

4 一の選挙につき第九十六条、第九十七条、第九十七条の二又は第一百十二条の規定により当選人と定められた者が、他の選挙につき第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項の規定による届出のあつたものであるとき、第八十六条の二第一項若しくは第九項の規定による届出に係る衆議院名簿登載者であるとき、第八十六条の

三第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第九項前段の規定による届出に係る参議院名簿登載者であるとき又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつたものであるときは、第九十一条又は第一項の規定にかかわらず、第一百一条第二項、第一百一条の二第二項、第一百一条の二の二第二項又は第一百一条の三第二項の規定により一の選挙の当選の告知を受けた日から五日以内にその選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)にその当選を辞する旨の届出をしないときは、他の選挙について、その公職の候補者に係る候補者の届出が取り下げられ若しくはその公職の候補者たることを辞したものとみなし、若しくはその公職の候補者たる衆議院名簿登載者若しくは参議院名簿登載者でなくなり、又はその当選を失う。

(当選証書の付与)

第五十五条 第三十二条第二項及び第四項並びに前条に規定する場合を除くほか、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)は、第一百二

三第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第九項前段の規定による届出に係る参議院名簿登載者であるとき又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつたものであるときは、第九十一条又は第一項の規定にかかわらず、第一百一条第二項、第一百一条の二第二項、第一百一条の二の二第二項又は第一百一条の三第二項の規定により一の選挙の当選の告知を受けた日から五日以内にその選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)にその当選を辞する旨の届出をしないときは、他の選挙について、その公職の候補者に係る候補者の届出が取り下げられ若しくはその公職の候補者たることを辞したものとみなし、若しくはその公職の候補者たる衆議院名簿登載者若しくは参議院名簿登載者でなくなり、又はその当選を失う。

(当選証書の付与)

第五十五条 第三十二条第二項及び第四項並びに前条に規定する場合を除くほか、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)は、第一百二

選人に当選証書を付与しなければならない。

2 第百三条第二項及び第四項並びに前条の規定により当選を失わなかつた選人については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)は、第百三条第二項及び第四項並びに前条に規定する届出があつたときは、直ちに当該選人に当選証書を付与しなければならない。

(当選人がない場合等の報告及び告示)

第百六条 当選人がないとき又は当選人がその選挙における議員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)は、直ちにその旨を告示しなければならない。

2 第百三条第二項及び第四項並びに前条の規定により当選を失わなかつた選人については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)は、第百三条第二項及び第四項並びに前条に規定する届出があつたときは、直ちに当該選人に当選証書を付与しなければならない。

(当選人がない場合等の報告及び告示)

第百六条 当選人がないとき又は当選人がその選挙における議員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)は、直ちにその旨を告示しなければならない。

(選挙及び当選の無効の場合の告示)

第七七条 第十五章の規定による争訟の結果選挙若しくは当選が無効となったとき若しくは第二百十条第一項の規定による訴訟が提起されなかつたこと、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判が確定したこと若しくは当該訴訟が取り下げられたことにより当選が無効となつたとき又は第二百五十一条の規定により当選が無効となつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)は、直ちにその旨を告示しなければならない。

(当選等に関する報告)

第八八条 前三条の場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)は、次の区分により、直ちにその旨を報告しなければならない。

一 四 [略]

2 [略]

(衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は地方公共団

(選挙及び当選の無効の場合の告示)

第七七条 第十五章の規定による争訟の結果選挙若しくは当選が無効となったとき若しくは第二百十条第一項の規定による訴訟が提起されなかつたこと、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判が確定したこと若しくは当該訴訟が取り下げられたことにより当選が無効となつたとき又は第二百五十一条の規定により当選が無効となつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)は、直ちにその旨を告示しなければならない。

(当選等に関する報告)

第八八条 前三条の場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)は、次の区分により、直ちにその旨を報告しなければならない。

一 四 [略]

2 [略]

(衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は地方公共団

体の長の再選挙)

第九十九条 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)又は地方公共団体の長の選挙について次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合においては、第九十六条、第九十七条又は第九十八条の規定により当選人を定めることができるときを除くほか、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院特定選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)は、選挙の期日を告示し、再選挙を行わせなければならない。ただし、同一人に関し、次に掲げるその他の事由により又は第一百三十三条若しくは第一百四十四条の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

一〇六 [略]

(議員又は長の欠けた場合等の通知)

第一百一十一条 衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員に欠員を生じた場合又は地方公共団体の長が欠け若しくはその退職の申立てがあつた場合においては、次の区分により、その旨を通知しなければならない。

一 衆議院(小選挙区選出)議員及び参議院(選挙区選出)議員については、国会法第一百十条の規定によりその欠員を生じた旨の通知があつた日から五日以内に、内閣総理大臣は総務大臣に通知し、総務大臣は都道府県知事を経て都道府県の選挙管理委員会

体の長の再選挙)

第九十九条 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)又は地方公共団体の長の選挙について次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合においては、第九十六条、第九十七条又は第九十八条の規定により当選人を定めることができるときを除くほか、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日を告示し、再選挙を行わせなければならない。ただし、同一人に関し、次に掲げるその他の事由により又は第一百三十三条若しくは第一百四十四条の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

一〇六 [略]

(議員又は長の欠けた場合等の通知)

第一百一十一条 衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員に欠員を生じた場合又は地方公共団体の長が欠け若しくはその退職の申立てがあつた場合においては、次の区分により、その旨を通知しなければならない。

一 衆議院(小選挙区選出)議員及び参議院(選挙区選出)議員については、国会法第一百十条の規定によりその欠員を生じた旨の通知があつた日から五日以内に、内閣総理大臣は総務大臣に通知し、総務大臣は都道府県知事を経て都道府県の選挙管理委員会に

〔参議院特定選挙区選挙により選出された参議院選挙区選出議員については、特定都道府県の知事を経て参議院特定選挙区選挙管理委員会〕に

二〇四 〔略〕

2 前項の通知を受けた選挙管理委員会、参議院特定選挙区選挙管理委員会又は中央選挙管理会は、次条の規定の適用があると認めるときは、議員が欠員となつた旨又は長が欠け若しくはその退職の申立てがあつた旨を、直ちに当該選挙長に通知しなければならない。

3 〔略〕

〔補欠選挙及び増員選挙〕

第百十三条 衆議院議員、参議院議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第百十一条第一項第一号から第三号までの規定による通知を受けた場合において、前条第一項から第五項まで、第七項又は第八項の規定により、当選人を定めることができるときを除くほか、その議員の欠員の数が次の各号に該当するに至つたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会）は、選挙の期日を告示し、補欠選挙を行わせなければならない。ただし、同一人に関し、第百九条又は第百十条の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

二〇四 〔略〕

2 前項の通知を受けた選挙管理委員会又は中央選挙管理会は、第百十二条の規定の適用があると認めるときは、議員が欠員となつた旨又は長が欠け若しくはその退職の申立てがあつた旨を、直ちに当該選挙長に通知しなければならない。

3 〔略〕

〔補欠選挙及び増員選挙〕

第百十三条 衆議院議員、参議院議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第百十一条第一項第一号から第三号までの規定による通知を受けた場合において、前条第一項から第五項まで、第七項又は第八項の規定により、当選人を定めることができるときを除くほか、その議員の欠員の数が次の各号に該当するに至つたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）は、選挙の期日を告示し、補欠選挙を行わせなければならない。ただし、同一人に関し、第百九条又は第百十条の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

一〇六 [略]

2 [略]

3 参議院議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の欠員の数が第一項各号に該当しなくても、次の各号の区分による選挙が行われるときは、同項本文の規定にかかわらず、その選挙と同時に補欠選挙を行う。ただし、次の各号の区分による選挙の期日の告示があつた後に（市町村の議会の議員の選挙については、当該市町村の他の選挙の期日の告示の日前十日以内に）当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会）が第一百一十一条第一項一号から第三号までの規定による通知を受けたときは、この限りでない。

一〇三 [略]

4・5 [略]

（選挙事務所の設置及び届出）

第三十条 [略]

2 前項各号に掲げるものは、選挙事務所を設置したときは、直ちにその旨を、市町村の選挙以外の選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会及び当該選挙事務所が設置された都道府県の選挙管理委員会、参議院特定選挙区

一〇六 [略]

2 [略]

3 参議院議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の欠員の数が第一項各号に該当しなくても、次の各号の区分による選挙が行われるときは、同項本文の規定にかかわらず、その選挙と同時に補欠選挙を行う。ただし、次の各号の区分による選挙の期日の告示があつた後に（市町村の議会の議員の選挙については、当該市町村の他の選挙の期日の告示の日前十日以内に）当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が第一百一十一条第一項一号から第三号までの規定による通知を受けたときは、この限りでない。

一〇三 [略]

4・5 [略]

（選挙事務所の設置及び届出）

第三十条 [略]

2 前項各号に掲げるものは、選挙事務所を設置したときは、直ちにその旨を、市町村の選挙以外の選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会及び当該選挙事務所が設置された都道府県の選挙管理委員会）及び当該選挙事務

選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会及び当該選挙事務所が設置された都道府県の選挙管理委員会)及び当該選挙事務所が設置された市町村の選挙管理委員会に、市町村の選挙については当該市町村の選挙管理委員会に届け出なければならぬ。選挙事務所に異動があつたときも、また同様とする。

(選挙事務所の数)

第三百三十一条 前条第一項各号に掲げるものが設置する選挙事務所は、次の区分による数を超えることができない。ただし、政令で定めるところにより、交通困難等の状況のある区域においては、第一号の選挙事務所にあつては三箇所まで、第四号の選挙事務所にあつては五箇所(参議院特定選挙区選挙における選挙事務所にあつては、十箇所)まで、それぞれ設置することができる。

一 三 [略]

四 参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙における選挙事務所は、その公職の候補者一人につき、一箇所(参議院特定選挙区選挙における選挙事務所にあつては、二箇所)

五 [略]

2 [略]

3 第一項第一号から第四号までの選挙事務所については、当該選挙事務所を設置したものは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の

所が設置された市町村の選挙管理委員会に、市町村の選挙については当該市町村の選挙管理委員会に届け出なければならぬ。選挙事務所に異動があつたときも、また同様とする。

(選挙事務所の数)

第三百三十一条 前条第一項各号に掲げるものが設置する選挙事務所は、次の区分による数を超えることができない。ただし、政令で定めるところにより、交通困難等の状況のある区域においては、第一号の選挙事務所にあつては三箇所まで、第四号の選挙事務所にあつては五箇所まで、それぞれ設置することができる。

一 三 [略]

四 参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙における選挙事務所は、その公職の候補者一人につき、一箇所

五 [略]

2 [略]

3 第一項第一号から第四号までの選挙事務所については、当該選挙事務所を設置したものは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の

選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会が交付する標札を、選挙事務所を表示するために、その入口に掲示しなければならない。

(選挙事務所の閉鎖命令)

第一百三十四条 第三十條第一項、第三十一條第三項又は第三十二條の規定に違反して選挙事務所の設置があると認めるときは、市町村の選挙以外の選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会又は当該選挙事務所が設置された都道府県の選挙管理委員会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会又は当該選挙事務所が設置された都道府県の選挙管理委員会)又は当該選挙事務所が設置された市町村の選挙管理委員会、市町村の選挙については当該市町村の選挙管理委員会は、直ちにその選挙事務所の閉鎖を命じなければならない。

2 [略]

(特定公務員の選挙運動の禁止)

第三十六條 次に掲げる者は、在職中、選挙運動をすることができない。

一 中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する

選挙については、中央選挙管理会が交付する標札を、選挙事務所を表示するために、その入口に掲示しなければならない。

(選挙事務所の閉鎖命令)

第一百三十四条 第三十條第一項、第三十一條第三項又は第三十二條の規定に違反して選挙事務所の設置があると認めるときは、市町村の選挙以外の選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会又は当該選挙事務所が設置された都道府県の選挙管理委員会)又は当該選挙事務所が設置された市町村の選挙管理委員会、市町村の選挙については当該市町村の選挙管理委員会は、直ちにその選挙事務所の閉鎖を命じなければならない。

2 [略]

(特定公務員の選挙運動の禁止)

第三十六條 左の各号に掲げる者は、在職中、選挙運動をすることができない。

一 中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する

総務省の職員、参議院特定選挙区選挙管理委員会の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員

二〇七 [略]

(自動車、船舶及び拡声機の使用)

第四百十一条 次の各号に掲げる選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。)又は船舶及び拡声機(携帯用のものを含む。以下同じ。)は、公職の候補者一人について当該各号に定めるもののほかは、使用することができない。ただし、拡声機については、個人演説会(演説を含む。)の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。

一 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙 自動車(その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。以下この号及び次号において同じ。)一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい(参議院特定選挙区選挙にあつては、自動車二台又は船舶二隻(両者を使用する場合を通じて二)及び拡声機二そろい)

二 [略]

二〇四 [略]

5 第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定により選挙運動のために使用される自動車、船舶又は拡声機には、当該選挙に関する

総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員

二〇七 [略]

(自動車、船舶及び拡声機の使用)

第四百十一条 次の各号に掲げる選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。)又は船舶及び拡声機(携帯用のものを含む。以下同じ。)は、公職の候補者一人について当該各号に定めるもののほかは、使用することができない。ただし、拡声機については、個人演説会(演説を含む。)の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。

一 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙 自動車(その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。次号において同じ。)一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい

二 [略]

二〇四 [略]

5 第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定により選挙運動のために使用される自動車、船舶又は拡声機には、当該選挙に関する

事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会）の定めるところの表示（自動車と船舶については、両者に通用する表示）をしなければならない。

6～8 [略]

（自動車等の乗車制限）

第四百四十一条の二 [略]

2 前条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に乗車又は乗船する者（公職の候補者、運転手及び船員を除く。）は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会）の定めるところにより、一定の腕章を着けなければならない。

（文書図画の頒布）

第四百四十二条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書並びに第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに規定するビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）の定めるところの表示（自動車と船舶については、両者に通用する表示）をしなければならない。

6～8 [略]

（自動車等の乗車制限）

第四百四十一条の二 [略]

2 前条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に乗車又は乗船する者（公職の候補者、運転手及び船員を除く。）は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）の定めるところにより、一定の腕章を着けなければならない。

（文書図画の頒布）

第四百四十二条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書並びに第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに規定するビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

一・一の二 [略]

二 参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては、候補者一人について、当該選挙区の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数が一である場合には、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院特定選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会。以下この号において同じ。）に届け出た二種類以内のビラ 十万枚、当該選挙区の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数が一を超える場合には、その一を増すごとに、通常葉書 二千五百枚を三万五千枚に加えた数、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万五千枚を加えた数（その数が三十万枚を超える場合には、三十万枚）

2 6 [略]

7 第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで並びに第二項のビラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会。以下この項において同じ。）の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができない。この場合において、第二項のビラについて当該選挙に関する事務を管理す

一・一の二 [略]

二 参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては、候補者一人について、当該都道府県の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数が一である場合には、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 十万枚、当該都道府県の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数が一を超える場合には、その一を増すごとに、通常葉書 二千五百枚を三万五千枚に加えた数、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万五千枚を加えた数（その数が三十万枚を超える場合には、三十万枚）

2 6 [略]

7 第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで並びに第二項のビラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会。以下この項において同じ。）の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができない。この場合において、第二項のビラについて当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙は、当該選挙の選挙区ごとに区分しなければならない。

る選挙管理委員会の交付する証紙は、当該選挙の選挙区ごとに区分
しなければならない。

8～13 [略]

(文書図画の掲示)

第四百四十三条 [略]

2～16 [略]

17 前項第一号の立札及び看板の類は、縦百五十センチメートル、横
四十センチメートルを超えないものであり、かつ、当該選挙に関す
る事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参
議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特
定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院
特定選挙区選挙管理委員会)の定めるところの表示をしたものでな
ければならない。

18 [略]

19 第十六項において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とす
る。

一～三 [略]

四 衆議院議員又は参議院議員の再選挙(統一対象再選挙(第三十
三条の二第三項から第五項までの規定によるものを除く。次号に
おいて同じ。)を除く。)又は補欠選挙(同条第三項から第五項
までの規定によるものに限る。)にあつては、当該選挙を行うべ
き事由が生じたとき(同条第七項の規定の適用がある場合には、

8～13 [略]

(文書図画の掲示)

第四百四十三条 [略]

2～16 [略]

17 前項第一号の立札及び看板の類は、縦百五十センチメートル、横
四十センチメートルを超えないものであり、かつ、当該選挙に関す
る事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参
議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)の定め
るところの表示をしたものでなければならない。

18 [略]

19 第十六項において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とす
る。

一～三 [略]

四 衆議院議員又は参議院議員の再選挙(統一対象再選挙(第三十
三条の二第三項から第五項までの規定によるものを除く。次号に
おいて同じ。)を除く。)又は補欠選挙(同条第三項から第五項
までの規定によるものに限る。)にあつては、当該選挙を行うべ
き事由が生じたとき(同条第七項の規定の適用がある場合には、

同項の規定により読み替えて適用される同条第一項又は第三項から第五項までに規定する遅い方の事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

五 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙(第三十三条の二第三項から第五項までの規定によるものを除く。)にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき(同条第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項に規定する遅い方の事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日の六月前の日のいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間

六 [略]

(ポスター掲示場)

第四百四十四条の二 [略]

254 [略]

同項の規定により読み替えて適用される同条第一項又は第三項から第五項までに規定する遅い方の事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

五 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙(第三十三条の二第三項から第五項までの規定によるものを除く。)にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき(同条第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項に規定する遅い方の事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日の六月前の日のいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間

六 [略]

(ポスター掲示場)

第四百四十四条の二 [略]

254 [略]

5 公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院特定選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)が定め、あらかじめ告示する日から第四百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターそれぞれ一枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

6 [略]

7 前各項に規定するもののほか、第一項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院特定選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)が定める。

8～10 [略]

(新聞広告)

第四百四十九条 [略]

2・3 [略]

4 衆議院議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙については、公職の候補者は、総務省令で定めるところにより、同一寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、二回(参議院選挙区選出議員の選挙にあつては五回)参議院特定選挙区選挙にあつ

5 公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定め、あらかじめ告示する日から第四百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターそれぞれ一枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

6 [略]

7 前各項に規定するもののほか、第一項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める。

8～10 [略]

(新聞広告)

第四百四十九条 [略]

2・3 [略]

4 衆議院議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙については、公職の候補者は、総務省令で定めるところにより、同一寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、二回(参議院選挙区選出議員の選挙にあつては五回、都道府県知事の選挙にあつて

ては、十回)、都道府県知事の選挙にあつては四回)を限り、選挙
に関して広告をすることができる。

5・6 [略]

(個人演説会等の会場の掲示の特例)

第六百六十四条の二 [略]

- 2 前項の規定により個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の会
場前に掲示しなければならない立札及び看板の類は、縦二百七十三
センチメートル、横七十三センチメートルを超えてはならないもの
とし、これらには、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員
会(衆議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参
議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する
参議院特定選挙区選挙管理委員会)の定めるところの表示をしなけ
ればならない。この場合において、政党演説会の会場前に掲示しな
ければならない立札及び看板の類について当該選挙に関する事務
を管理する選挙管理委員会の定めるところの表示は、当該選挙の選
挙区ごとに区分しなければならない。

- 3 前項に規定する立札及び看板の類の数は、候補者にあつては当該
選挙ごとに通じて五(参議院特定選挙区選挙の候補者にあつては、
十)を、候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙
区を包括する都道府県ごとに通じて二に当該都道府県における当
該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数を、衆議院名簿
届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごと

は四回)を限り、選挙に関して広告をすることができる。

5・6 [略]

(個人演説会等の会場の掲示の特例)

第六百六十四条の二 [略]

- 2 前項の規定により個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の会
場前に掲示しなければならない立札及び看板の類は、縦二百七十三
センチメートル、横七十三センチメートルを超えてはならないもの
とし、これらには、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員
会(衆議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)
の定めるところの表示をしなければならない。この場合において、
政党演説会の会場前に掲示しなければならない立札及び看板の類
について当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定め
るところの表示は、当該選挙の選挙区ごとに区分しなければならない。
い。

- 3 前項に規定する立札及び看板の類の数は、候補者にあつては当該
選挙ごとに通じて五を、候補者届出政党にあつてはその届け出た候
補者に係る選挙区を包括する都道府県ごとに通じて二に当該都道
府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た
数を、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に
係る選挙区ごとに通じて八を、超えることができない。この場合に

に通じて八を、超えることができない。この場合において、政党演説会の会場前に掲示する同項に規定する立札及び看板の類の選挙区ごとの数は、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに通じて二以内とする。

4 5 6 [略]

(街頭演説)

第六十四条の五 [略]

2 選挙運動のために前項第一号の規定による街頭演説をしようとする場合には、公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、衆議院名簿届出政党等）は、あらかじめ当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会）の定める様式の標旗の交付を受けなければならない。

3 前項の標旗は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める数を交付する。

一 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙 公職の候補者一人について、一（参議院特定選挙区選挙にあつては、二）

二・三 [略]

4 [略]

において、政党演説会の会場前に掲示する同項に規定する立札及び看板の類の選挙区ごとの数は、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに通じて二以内とする。

4 5 6 [略]

(街頭演説)

第六十四条の五 [略]

2 選挙運動のために前項第一号の規定による街頭演説をしようとする場合には、公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、衆議院名簿届出政党等）は、あらかじめ当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会）の定める様式の標旗の交付を受けなければならない。

3 前項の標旗は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める数を交付する。

一 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙 公職の候補者一人について、一

二・三 [略]

4 [略]

(街頭演説の場合の選挙運動員等の制限)

第六百六十四条の七 第六百六十四条の五第一項第一号の規定による街頭演説(衆議院比例代表選出議員の選挙において行われるものを除く。)においては、選挙運動に従事する者(運転手(第四百四十一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車一台につき一人に限る。))及び船員を除き、運転手の助手その他労務を提供する者を含む。)は、公職の候補者一人について(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人につき、参議院特定選挙区選挙にあつては候補者一人につき、それぞれ演説を行う場所ごとに)、十五人を超えてはならない。

2 前項の規定による選挙運動に従事する者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)の定めるところにより、一定の腕章又は第四百四十一条の二第二項の規定による腕章を着けなければならない。

(掲載文の申請)

第六百六十八条 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文(衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつて

(街頭演説の場合の選挙運動員等の制限)

第六百六十四条の七 第六百六十四条の五第一項第一号の規定による街頭演説(衆議院比例代表選出議員の選挙において行われるものを除く。)においては、選挙運動に従事する者(運転手(第四百四十一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車一台につき一人に限る。))及び船員を除き、運転手の助手その他労務を提供する者を含む。)は、公職の候補者一人について(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者一人につき演説を行う場所ごとに)、十五人を超えてはならない。

2 前項の規定による選挙運動に従事する者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)の定めるところにより、一定の腕章又は第四百四十一条の二第二項の規定による腕章を着けなければならない。

(掲載文の申請)

第六百六十八条 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文(衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつて

は、併せて写真を添付するものとする。)を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日)に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院特定選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)に、文書で申請しなければならない。

2 4 「略」

(選挙公報の発行手続)

第六十九條 参議院特定選挙区選挙について前条第一項の申請があつたときは、参議院特定選挙区選挙管理委員会は、その掲載文の写し二通をその選挙の期日前十一日までに、特定都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

2| 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙について前条第二項又は第三項の申請があつたときは、中央選挙管理会は、その掲載文の写し二通を衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはその選挙の期日前九日までに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはその選挙の期日前十一日までに、都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

3| 都道府県の選挙管理委員会は、前条第一項の申請又は前二項の掲載文の写しの送付があつたときは、掲載文又はその写しを、原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。この場合において、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては当該選挙区における当該

は、併せて写真を添付するものとする。)を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日)に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に、文書で申請しなければならない。

2 4 「略」

(選挙公報の発行手続)

第六十九條

衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙について前条第二項又は第三項の申請があつたときは、中央選挙管理会は、その掲載文の写し二通を衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはその選挙の期日前九日までに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはその選挙の期日前十一日までに、都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

2| 都道府県の選挙管理委員会は、前条第一項の申請又は前項の掲載文の写しの送付があつたときは、掲載文又はその写しを、原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。この場合において、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては当該選挙区における当該衆

衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の数に応じて総務省令で定める寸法により掲載するものとする。

457 [略]

（選挙公報に關しその他必要な事項）

第七十二条 第六十七条から前条までに規定するもののほか、選挙公報の発行の手續に關し必要な事項は、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に關する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会）が定める。

（交通機関の利用）

第七十六条 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、公職の候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者が選挙運動の期間中関係区域内において鉄道事業、軌道事業及び一般乗合旅客自動車運送事業に係る交通機関（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社の旅客鉄道事業及

議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の数に応じて総務省令で定める寸法により掲載するものとする。

356 [略]

（選挙公報に關しその他必要な事項）

第七十二条 第六十七条から前条までに規定するもののほか、選挙公報の発行の手續に關し必要な事項は、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定める。

（交通機関の利用）

第七十六条 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、公職の候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者が選挙運動の期間中関係区域内において鉄道事業、軌道事業及び一般乗合旅客自動車運送事業に係る交通機関（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社の旅客鉄道事業及

び一般乗合旅客自動車運送事業並びに国内定期航空運送事業に係る交通機関)を利用するため、公職の候補者は、国土交通大臣の定めるところにより、無料で、通じて十五枚(参議院特定選挙区選挙にあつては、三十枚)の特殊乗車券(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、通じて六枚の特殊乗車券(運賃及び国土交通大臣の定める急行料金を支払うことなく利用することができる特殊乗車券をいう。))又は特殊航空券)の交付を受けることができる。

(出納責任者の選任及び届出)

第百八十条 [略]

2 [略]

3 出納責任者を選任したもの(自ら出納責任者となつた者を含む。)は、直ちに出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び選任年月日並びに公職の候補者の氏名を、文書で、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)に届け出なければならぬ。

4 [略]

(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)

第百八十九条 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、第百八十五条第一項

び一般乗合旅客自動車運送事業並びに国内定期航空運送事業に係る交通機関)を利用するため、公職の候補者は、国土交通大臣の定めるところにより、無料で、通じて十五枚の特殊乗車券(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、通じて六枚の特殊乗車券(運賃及び国土交通大臣の定める急行料金を支払うことなく利用することができる特殊乗車券をいう。))又は特殊航空券)の交付を受けることができる。

(出納責任者の選任及び届出)

第百八十条 [略]

2 [略]

3 出納責任者を選任したもの(自ら出納責任者となつた者を含む。)は、直ちに出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び選任年月日並びに公職の候補者の氏名を、文書で、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)に届け出なければならぬ。

4 [略]

(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)

第百八十九条 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、第百八十五条第一項

各号に掲げる事項を記載した報告書を、前条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面の写し(同項の領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに当該支出の金額、年月日及び目的を記載した書面又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したものの写し)を添付して、次の各号の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)に提出しなければならない。

一・二 [略]

2・3 [略]

(報告書の公表、保存及び閲覧)

第九十二条 第九十九条の規定による報告書を受領したときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、中央選挙管理会にあつては官報により、参議院特定選挙区選挙管理委員会にあつては各特定都道府県の公報により、都道府県の選挙管理委員会にあつては都道府県の公報

各号に掲げる事項を記載した報告書を、前条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面の写し(同項の領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに当該支出の金額、年月日及び目的を記載した書面又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したものの写し)を添付して、次の各号の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)に提出しなければならない。

一・二 [略]

2・3 [略]

(報告書の公表、保存及び閲覧)

第九十二条 第九十九条の規定による報告書を受領したときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、中央選挙管理会にあつては官報により、都道府県の選挙管理委員会にあつては都道府県の公報により、市町村の選挙管理委員会にあつてはそのあらかじめ告示をもつて

により、市町村の選挙管理委員会にあつてはそのあらかじめ告示をもつて定めたところの周知させやすい方法によつて行う。

3 第八十九条の規定による報告書は、当該報告書を受理した選挙管理委員会、参議院特定選挙区選挙管理委員会又は中央選挙管理会において、受理した日から三年間、保存しなければならない。

4 何人も、前項の期間内においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会）の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができる。

（報告書の調査に関する資料の要求）

第九十三条 中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙管理委員会、都道府県の選挙管理委員会又は市町村の選挙管理委員会は、第八十九条の規定による報告書の調査に関し必要があると認めるときは、公職の候補者その他関係人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（選挙運動に関する支出金額の制限額の告示）

第九十六条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会）は、当該選挙の期日の公示又は告示が

定めたところの周知させやすい方法によつて行う。

3 第八十九条の規定による報告書は、当該報告書を受理した選挙管理委員会又は中央選挙管理会において、受理した日から三年間、保存しなければならない。

4 何人も、前項の期間内においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができる。

（報告書の調査に関する資料の要求）

第九十三条 中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会又は市町村の選挙管理委員会は、第八十九条の規定による報告書の調査に関し必要があると認めるときは、公職の候補者その他関係人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（選挙運動に関する支出金額の制限額の告示）

第九十六条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた後、直ちに、前二条の規定による額を告示しなければならない。

あつた後、直ちに、前二条の規定による額を告示しなければならぬ。

(実費弁償及び報酬の額)

第九十七条の二 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が行うもの及び参議院比例代表選出議員の選挙において参議院名簿届出政党等が行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額については、政令で定める基準に従い、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)が定める。

2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら第四百十一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。)については、前項の規定による実費弁償のほか、当該選挙につき第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項、第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第九項前段又は第八十六条の四第一項、第

(実費弁償及び報酬の額)

第九十七条の二 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が行うもの及び参議院比例代表選出議員の選挙において参議院名簿届出政党等が行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額については、政令で定める基準に従い、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定める。

2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら第四百十一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。)については、前項の規定による実費弁償のほか、当該選挙につき第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項、第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第九項前段又は第八十六条の四第一項、第

二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、公職の候補者一人について一日五十人を超えない範囲内で各選挙ごとに政令で定める員数の範囲内において、一人一日につき政令で定める基準に従い当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)が定める額の報酬を支給することができる。

3・4 [略]

5 第二項の規定により報酬の支給を受けることができる者は、公職の候補者が、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)に届け出た者に限る。

(後援団体に関する寄附等の禁止)

第九十九条の五 [略]

2・3 [略]

4 この条において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

一～三 [略]

四 衆議院議員又は参議院議員の再選挙(統一対象再選挙を除く。)にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき(第三十三条

二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、公職の候補者一人について一日五十人を超えない範囲内で各選挙ごとに政令で定める員数の範囲内において、一人一日につき政令で定める基準に従い当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定める額の報酬を支給することができる。

3・4 [略]

5 第二項の規定により報酬の支給を受けることができる者は、公職の候補者が、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)に届け出た者に限る。

(後援団体に関する寄附等の禁止)

第九十九条の五 [略]

2・3 [略]

4 この条において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

一～三 [略]

四 衆議院議員又は参議院議員の再選挙(統一対象再選挙を除く。)にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき(第三十三条

の二第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する遅い方の事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

五 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき(第三十三条の二第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項から第五項までに規定する遅い方の事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日(同条第三項の規定によるものについては、参議院議員の任期満了の日)前九十日に当たる日のいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間

六 [略]

(推薦団体の選挙運動の特例)

第二百一条の四 参議院(選挙区選出)議員の選挙において、政党そ

の二第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する遅い方の事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

五 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき(第三十三条の二第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項から第五項までに規定する遅い方の事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日(同条第三項の規定によるものについては、参議院議員の任期満了の日)前九十日に当たる日のいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間

六 [略]

(推薦団体の選挙運動の特例)

第二百一条の四 参議院(選挙区選出)議員の選挙において、政党そ

他の政治団体であつて、第八十六条の四第三項の規定により政党その他の政治団体に所属する者として記載された候補者（以下「所属候補者」という。）でその所属する政党その他の政治団体が第二十一条の六第三項（第二百一条の七第二項において準用する場合を含む。）の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体であるもの以外の候補者を推薦し、又は支持するものは、当該候補者の届出があつた日から当該選挙の期日の前日までの間、その推薦し、又は支持する候補者（以下この条及び第二百一条の六において「推薦候補者」という。）の属する選挙区につき、当該推薦候補者の数の四倍（参議院特定選挙区選挙にあつては、八倍）に相当する回数以内で、当該推薦候補者の選挙運動のための推薦演説会を開催することができる。

2 前項の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は、政令で定めるところにより、推薦し、又は支持しようとする公職の候補者の当該政党その他の政治団体の推薦候補者とされることについての同意書を添え、当該選挙に関する事務を管理する都道府県の選挙管理委員会（参議院特定選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会）に申請して、その確認書の交付を受けなければならない。

3 〔略〕

4 第二項の確認書を交付した当該選挙に関する事務を管理する都道府県の選挙管理委員会（参議院特定選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会）

他の政治団体であつて、第八十六条の四第三項の規定により政党その他の政治団体に所属する者として記載された候補者（以下「所属候補者」という。）でその所属する政党その他の政治団体が第二十一条の六第三項（第二百一条の七第二項において準用する場合を含む。）の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体であるもの以外の候補者を推薦し、又は支持するものは、当該候補者の届出があつた日から当該選挙の期日の前日までの間、その推薦し、又は支持する候補者（以下この条及び第二百一条の六において「推薦候補者」という。）の属する選挙区につき、当該推薦候補者の数の四倍に相当する回数以内で、当該推薦候補者の選挙運動のための推薦演説会を開催することができる。

2 前項の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は、政令で定めるところにより、推薦し、又は支持しようとする公職の候補者の当該政党その他の政治団体の推薦候補者とされることについての同意書を添え、当該選挙に関する事務を管理する都道府県の選挙管理委員会に申請して、その確認書の交付を受けなければならない。

3 〔略〕

4 第二項の確認書を交付した都道府県の選挙管理委員会は、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。

は、直ちにその旨を総務大臣（参議院特定選挙区選挙については、総務大臣及び当該選挙の選挙区内の各特定都道府県の選挙管理委員会）に通知しなければならない。

5（8）〔略〕

9 第四百四十三条第六項、第四百四十四条第二項前段、第四項及び第五項、第四百四十五条並びに第七十八条の二の規定は第六項第一号のポスターについて、第四百四十三条第八項及び第九項並びに第四百四十三条の二の規定は第六項第二号のポスター、立札及び看板の類について準用する。この場合において、第四百四十四条第二項前段中「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会」とあるのは「参議院特定選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会」と、同条第五項後段中「候補者届出政党」とあるのは「第二百一条の四第二項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体」と、「当該候補者届出政党の名称を、衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては当該衆議院名簿届出政党等の名称及び前項のポスターである旨を表示する記号を、参議院名簿登載者が使用するものにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称を、」とあるのは「当該政党その他の政治団体の名称を」と、第四百四十五条第一項ただし書中「総務省令で定めるもの並びに第四百四十四条の二及び第四百四十四条の四の掲示場に掲示する場合」とあるのは「総務省令で定めるもの」と読み替えるものとする。

5（8）〔略〕

9 第四百四十三条第六項、第四百四十四条第二項前段、第四項及び第五項、第四百四十五条並びに第七十八条の二の規定は第六項第一号のポスターについて、第四百四十三条第八項及び第九項並びに第四百四十三条の二の規定は第六項第二号のポスター、立札及び看板の類について準用する。この場合において、第四百四十四条第五項後段中「候補者届出政党」とあるのは「第二百一条の四第二項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体」と、「当該候補者届出政党の名称を、衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては当該衆議院名簿届出政党等の名称及び前項のポスターである旨を表示する記号を、参議院名簿登載者が使用するものにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称を、」とあるのは「当該政党その他の政治団体の名称を」と、第四百四十五条第一項ただし書中「総務省令で定めるもの並びに第四百四十四条の二及び第四百四十四条の四の掲示場に掲示する場合」とあるのは「総務省令で定めるもの」と読み替えるものとする。

(衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙の場合の規制)
第二百一条の七 [略]

2 前条の規定は、参議院議員の再選挙又は補欠選挙について、準用する。この場合において、同条第一項本文中「参議院議員の通常選挙の期日の公示の日から選挙の当日までの間に限り」とあるのは「参議院議員の再選挙又は補欠選挙の行われる区域においてその選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り」と、同項ただし書中「全国を通じて十人」とあるのは「一人」と、「公示」とあるのは「告示」と読み替えるものとし、同項第三号に規定する自動車の数、所属候補者(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、参議院名簿登載者)の数にかかわらず、一台(参議院特定選挙区選挙にあつては、二台)とし、参議院(選挙区選出)議員の再選挙又は補欠選挙については、同項第四号に規定するポスターの枚数は、所属候補者の数にかかわらず、衆議院(小選挙区選出)議員の一選挙区ごとに五百枚以内とし、政党その他の政治団体による同項第六号のビラの届出及び総務大臣による同条第四項の通知は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院特定選挙区選挙については、同号のビラの届出にあつては当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会、同項の通知にあつては当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会及び当該選挙の選挙区内の各特定都道府県の選挙管理委員会)に対して行うものとする。

(衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙の場合の規制)
第二百一条の七 [略]

2 前条の規定は、参議院議員の再選挙又は補欠選挙について、準用する。この場合において、同条第一項本文中「参議院議員の通常選挙の期日の公示の日から選挙の当日までの間に限り」とあるのは「参議院議員の再選挙又は補欠選挙の行われる区域においてその選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り」と、同項ただし書中「全国を通じて十人」とあるのは「一人」と、「公示」とあるのは「告示」と読み替えるものとし、同項第三号に規定する自動車の数、所属候補者(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、参議院名簿登載者)の数にかかわらず、一台とし、参議院(選挙区選出)議員の再選挙又は補欠選挙については、同項第四号に規定するポスターの枚数は、所属候補者の数にかかわらず、衆議院(小選挙区選出)議員の一選挙区ごとに五百枚以内とし、同項第六号のビラの届出は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して行うものとする。

(政治活動の態様)

第二百一条の十一 [略]

2・3 [略]

4 この章の規定によるポスターは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院議員の通常選挙及び参議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙については総務大臣、参議院特定選挙区選挙(再選挙又は補欠選挙に限る。以下この項において同じ。)については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院議員の通常選挙及び参議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙については総務大臣、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)の行う検印を受け、又はその交付する証紙を貼らなければ掲示することができない。この場合において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院特定選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)の行う検印又はその交付する証紙は、市の長の選挙に係るものを除き、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区(都道府県の議会の議員又は指定都市の議会の議員の選挙にあつては、当該選挙の選挙区)ごとに区分しなければならない。

5 11 [略]

(政治活動の態様)

第二百一条の十一 [略]

2・3 [略]

4 この章の規定によるポスターは、その掲示しようとする箇所の所在する都道府県の選挙管理委員会(参議院議員の通常選挙及び参議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙については総務大臣、指定都市の議会の議員又は市の長の選挙については市の選挙管理委員会)の定めるところにより、当該都道府県の選挙管理委員会(参議院議員の通常選挙及び参議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙については総務大臣、指定都市の議会の議員又は市の長の選挙については市の選挙管理委員会)の行う検印を受け、又はその交付する証紙を貼らなければ掲示することができない。この場合において、都道府県の選挙管理委員会(指定都市の議会の議員の選挙については、市の選挙管理委員会)の行う検印又はその交付する証紙は、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区(都道府県の議会の議員又は指定都市の議会の議員の選挙にあつては、当該選挙の選挙区)ごとに区分しなければならない。

5 11 [略]

(衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する訴訟)

第二百四条 衆議院議員又は参議院議員の選挙において、その選挙の効力に関し異議がある選挙人又は公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者又は候補者届出政党、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等又は参議院名簿登載者)は、衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院(選挙区選出)議員の選挙にあつては当該選挙に関する事務を管理する都道府県の選挙管理委員会(参議院特定選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)を、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては中央選挙管理会を被告とし、当該選挙の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

(衆議院議員又は参議院議員の当選の効力に関する訴訟)

第二百八条 衆議院議員又は参議院議員の選挙において、当選をしなかつた者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等を含む。)で当選の効力に関し不服があるものは、衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院(選挙区選出)議員の選挙にあつては当該選挙に関する事務を管理する都道府県の選挙管理委員会(参議院特定選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院

(衆議院議員又は参議院議員の選挙の効力に関する訴訟)

第二百四条 衆議院議員又は参議院議員の選挙において、その選挙の効力に関し異議がある選挙人又は公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者又は候補者届出政党、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等又は参議院名簿登載者)は、衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院(選挙区選出)議員の選挙にあつては当該都道府県の選挙管理委員会を、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては中央選挙管理会を被告とし、当該選挙の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

(衆議院議員又は参議院議員の当選の効力に関する訴訟)

第二百八条 衆議院議員又は参議院議員の選挙において、当選をしなかつた者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等を含む。)で当選の効力に関し不服があるものは、衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院(選挙区選出)議員の選挙にあつては当該都道府県の選挙管理委員会を、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては中央選挙管理会を被

院特定選挙区選挙管理委員会を、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては中央選挙管理会を被告とし、第百一条第二項、第百一条の二第二項、第百一条の二の二第二項若しくは第百一条の三第二項又は第百六条第二項の規定による告示の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。ただし、衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、当該選挙と同時に行われた衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における選挙又は当選の効力に関する事由を理由とし、当選の効力に関する訴訟を提起することができない。

2・3 「略」

（訴訟の管轄）

第二百十七条 第二百三条第一項、第二百四条、第二百七条第一項、第二百八条第一項、第二百十条又は第二百十一条の規定による訴訟は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の所在地を管轄する高等裁判所（衆議院比例代表選出議員の選挙については第二百四条又は第二百八条第一項の規定による訴訟にあつては東京高等裁判所、第二百十条又は第二百十一条の規定による訴訟にあつては当該公職の候補者であつた者で当該選挙と同時に行われた衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者であつたものに係る当該衆議院小選挙区選出議員の選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の所在地を管轄する高等裁判所、参議院比例代表選出議員の選挙については東京高等裁判所、参議院特定選挙区選挙について

告とし、第百一条第二項、第百一条の二第二項、第百一条の二の二第二項若しくは第百一条の三第二項又は第百六条第二項の規定による告示の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。ただし、衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、当該選挙と同時に行われた衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における選挙又は当選の効力に関する事由を理由とし、当選の効力に関する訴訟を提起することができない。

2・3 「略」

（訴訟の管轄）

第二百十七条 第二百三条第一項、第二百四条、第二百七条第一項、第二百八条第一項、第二百十条又は第二百十一条の規定による訴訟は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の所在地を管轄する高等裁判所（衆議院比例代表選出議員の選挙については第二百四条又は第二百八条第一項の規定による訴訟にあつては東京高等裁判所、第二百十条又は第二百十一条の規定による訴訟にあつては当該公職の候補者であつた者で当該選挙と同時に行われた衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者であつたものに係る当該衆議院小選挙区選出議員の選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の所在地を管轄する高等裁判所、参議院比例代表選出議員の選挙については東京高等裁判所）の専属管轄とする。

は当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会
の設置に関する規約に定める第五条の六第十六項第三号に掲げる
職務場所を管轄する高等裁判所）の専属管轄とする。

（選挙関係訴訟に対する訴訟法規の適用）

第二百十九条 この章（第二百十条第一項を除く。）に規定する訴訟
については、行政事件訴訟法第四十三条の規定にかかわらず、同法
第十三条、第十九条から第二十一条まで、第二十五条から第二十九
条まで、第三十一条及び第三十四条の規定は、準用せず、また、同
法第十六条から第十八条までの規定は、一の選挙の効力を争う数個
の請求、第二百七条若しくは第二百八条の規定により一の選挙にお
ける当選の効力を争う数個の請求、第二百十条第二項の規定により
公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十
一条の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しく
は立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とそ
の選挙における当選の効力に関し第二百七条若しくは第二百八条
の規定によりこれを争う請求とに關してのみ準用する。

2
〔略〕

（選挙関係訴訟についての通知及び判決書謄本の送付）

第二百二十条 第二百三条、第二百四条、第二百七条又は第二百八条
の規定による訴訟が提起されたときは、裁判所の長は、その旨を、

（選挙関係訴訟に対する訴訟法規の適用）

第二百十九条 この章（第二百十条第一項を除く。）に規定する訴訟
については、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第
四十三条の規定にかかわらず、同法第十三条、第十九条から第二十
一条まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条及び第二十
四条の規定は、準用せず、また、同法第十六条から第十八条までの
規定は、一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条若しくは第
二百八条の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の
請求、第二百十条第二項の規定により公職の候補者であつた者の当
選の効力を争う数個の請求、第二百十一条の規定により公職の候補
者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数個の
請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に
関し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求
とに關してのみ準用する。

2
〔略〕

（選挙関係訴訟についての通知及び判決書謄本の送付）

第二百二十条 第二百三条、第二百四条、第二百七条又は第二百八条
の規定による訴訟が提起されたときは、裁判所の長は、その旨を、

総務大臣に通知し、かつ、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については特定都道府県の知事を経て当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会、この法律に定めるその他の選挙については関係地方公共団体の長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に通知しなければならない。その訴訟が係属しなくなつたときも、また同様とする。

2
〔略〕

3 前二項に掲げる訴訟につき判決が確定したときは、裁判所の長は、その判決書の謄本を、総務大臣に送付し、かつ、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については特定都道府県の知事を経て当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会、この法律に定めるその他の選挙については関係地方公共団体の長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に送付しなければならない。この場合において、衆議院議員又は参議院議員については衆議院議長又は参議院議長に、地方公共団体の議会の議員については当該議会の議長に、併せて送付しなければならない。

4
〔略〕

（買収及び利害誘導罪）

第二百二十一条 〔略〕

総務大臣に通知し、かつ、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙については中央選挙管理会、この法律に定めるその他の選挙については関係地方公共団体の長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に通知しなければならない。その訴訟が係属しなくなつたときも、また同様とする。

2
〔略〕

3 前二項に掲げる訴訟につき判決が確定したときは、裁判所の長は、その判決書の謄本を、総務大臣に送付し、かつ、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙については中央選挙管理会、この法律に定めるその他の選挙については関係地方公共団体の長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に送付しなければならない。この場合において、衆議院議員又は参議院議員については衆議院議長又は参議院議長に、地方公共団体の議会の議員については当該議会の議長に、併せて送付しなければならない。

4
〔略〕

（買収及び利害誘導罪）

第二百二十一条 〔略〕

2 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院特定選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又は選挙事務に係るある国若しくは地方公共団体の公務員が当該選挙に關し前項の罪を犯したときは、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。公安委員会の委員又は警察官がその関係区域内の選挙に關し同項の罪を犯したときも、また同様とする。

3 [略]

(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)

第二百二十三条 [略]

2 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院特定選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又は選挙事務に係るある国若しくは地方公共団体の公務員が当該選挙に關し前項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。公安委員会の委員又は警察官がその関係区域内の選挙に關し同項の罪を犯したときも、また同様とする。

3 [略]

(職権濫用による選挙の自由妨害罪)

2 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又は選挙事務に係るある国若しくは地方公共団体の公務員が当該選挙に關し前項の罪を犯したときは、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。公安委員会の委員又は警察官がその関係区域内の選挙に關し前項の罪を犯したときも、また同様とする。

3 [略]

(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)

第二百二十三条 [略]

2 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又は選挙事務に係るある国若しくは地方公共団体の公務員が当該選挙に關し前項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。公安委員会の委員又は警察官がその関係区域内の選挙に關し前項の罪を犯したときも、また同様とする。

3 [略]

(職権濫用による選挙の自由妨害罪)

第二百二十六条 選挙に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院特定選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなくて公職の候補者若しくは選挙運動者に追随し、その居宅若しくは選挙事務所に立ち入る等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、四年以下の禁錮に処する。

2 国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院特定選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が選挙人に対し、その投票しようとし又は投票した被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）の表示を求めたときは、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

（投票の秘密侵害罪）

第二百二十七条 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の

第二百二十六条 選挙に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなくて公職の候補者若しくは選挙運動者に追随し、その居宅若しくは選挙事務所に立ち入る等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、四年以下の禁錮に処する。

2 国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が選挙人に対し、その投票しようとし又は投票した被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）の表示を求めたときは、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

（投票の秘密侵害罪）

第二百二十七条 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の

庶務に従事する総務省の職員、参議院特定選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に係りのある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人（第四十八条第二項の規定により投票を補助すべき者及び第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者を含む。以下同じ。）又は監視者が選挙人の投票した被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）を表示したときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

（詐偽投票及び投票偽造、増減罪）

第二百三十七条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院特定選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に係りのある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人又は監視者が前項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に係りのある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人（第四十八条第二項の規定により投票を補助すべき者及び第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者を含む。以下同じ。）又は監視者が選挙人の投票した被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）を表示したときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

（詐偽投票及び投票偽造、増減罪）

第二百三十七条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に係りのある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人又は監視者が前項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(立候補に関する虚偽宣誓罪)

第二百三十八条の二 [略]

2 前項の罪は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会)の告発を待つて論ずる。

(当選人等の処刑の通知)

第二百五十四条 当選人がその選挙に関しこの章に掲げる罪(第二百三十五条の六、第二百三十六條の二、第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条の五第一項及び第三項、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。)を犯し刑に処せられたとき、第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者若しくは第二百五十一条の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等が第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条若しくは第二百二十三條の二の罪を犯し刑に処せられたとき、出納責任者が第二百四十七条の罪を犯し刑に処せられたとき又は第二百五十一条の四第一項各号に掲げる者が第二百二十一条から第二十二三条の二まで、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百三十

(立候補に関する虚偽宣誓罪)

第二百三十八条の二 [略]

2 前項の罪は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)の告発を待つて論ずる。

(当選人等の処刑の通知)

第二百五十四条 当選人がその選挙に関しこの章に掲げる罪(第二百三十五条の六、第二百三十六條の二、第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条の五第一項及び第三項、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。)を犯し刑に処せられたとき、第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者若しくは第二百五十一条の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等が第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条若しくは第二百二十三條の二の罪を犯し刑に処せられたとき、出納責任者が第二百四十七条の罪を犯し刑に処せられたとき又は第二百五十一条の四第一項各号に掲げる者が第二百二十一条から第二十二三条の二まで、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百三十

九条第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二百三十九条の二の罪を犯し刑に処せられたときは、裁判所の長は、その旨を総務大臣に通知し、かつ、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙については中央選挙管理会に、参議院特定選挙区選挙については特定都道府県の知事を経て当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会に、この法律に定めるその他の選挙については関係地方公共団体の長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に通知しなければならない。衆議院議員又は参議院議員たる当選人が刑に処せられた場合においては衆議院議長又は参議院議長に、地方公共団体の議会の議員たる当選人が刑に処せられた場合においては当該議会の議長に、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつた者で当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙における候補者であつたものに係る第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者、第二百五十一条の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等又は出納責任者が刑に処せられた場合においては中央選挙管理会に、併せて通知しなければならない。

（総括主宰者、出納責任者等の処刑の通知）

第二百五十四条の二 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項の規定による通知が行われたときは、裁判所の長は、その旨を、総務大臣に通知し、かつ、参議院（比例代表選出）議員の選

九条第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二百三十九条の二の罪を犯し刑に処せられたときは、裁判所の長は、その旨を総務大臣に通知し、かつ、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙については中央選挙管理会に、この法律に定めるその他の選挙については関係地方公共団体の長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に通知しなければならない。衆議院議員又は参議院議員たる当選人が刑に処せられた場合においては衆議院議長又は参議院議長に、地方公共団体の議会の議員たる当選人が刑に処せられた場合においては当該議会の議長に、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつた者で当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙における候補者であつたものに係る第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者、第二百五十一条の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等又は出納責任者が刑に処せられた場合においては中央選挙管理会に、併せて通知しなければならない。

（総括主宰者、出納責任者等の処刑の通知）

第二百五十四条の二 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項の規定による通知が行われたときは、裁判所の長は、その旨を、総務大臣に通知し、かつ、参議院（比例代表選出）議員の選

挙については中央選挙管理会に、参議院特定選挙区選挙については特定都道府県の知事を経て当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会に、その他の選挙については関係地方公共団体の長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に通知しなければならない。衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であった者で当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙における候補者であったものに同項の規定による通知が行われた場合においては、中央選挙管理会に、併せて通知しなければならない。

（選挙に関する常時啓発の費用の財政措置）

第二百六十一条の二 参議院特定選挙区選挙管理委員会並びに都道府県及び市町村の選挙管理委員会が第六条第一項の規定により行う選挙に関する常時啓発のための次に掲げる費用並びに同条第二項の規定により行う衆議院議員及び参議院議員の選挙の結果の速報に要する費用については、国において財政上必要な措置を講ずるものとする。

一 四 [略]

（衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担）

第二百六十三条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げる費用は、国庫の負担とする。

一 [略]

挙については中央選挙管理会に、その他の選挙については関係地方公共団体の長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に通知しなければならない。衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であった者で当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙における候補者であったものに同項の規定による通知が行われた場合においては、中央選挙管理会に、併せて通知しなければならない。

（選挙に関する常時啓発の費用の財政措置）

第二百六十一条の二 都道府県及び市町村の選挙管理委員会が第六条第一項の規定により行う選挙に関する常時啓発のための左に掲げる費用並びに同条第二項の規定により行なう衆議院議員及び参議院議員の選挙の結果の速報に要する費用については、国において財政上必要な措置を講ずるものとする。

一 四 [略]

（衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担）

第二百六十三条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げる費用は、国庫の負担とする。

一 [略]

二 選挙事務のため参議院特定選挙区選挙管理委員会並びに都道府県及び市町村の選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長及び選挙分会長において要する費用

三〇十二 〔略〕

(選挙に関する届出等の時間)

第二百七十条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて総務大臣、中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙管理委員会、選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長等に対してする届出、請求、申出その他の行為は、午前八時三十分から午後五時までの間にしなければならない。ただし、次に掲げる行為は、当該市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内にはなければならない。

一〇四 〔略〕

2 〔略〕

(選挙に関する届出等の期限)

第二百七十条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて総務大臣、中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙管理委員会又は選挙管理委員会に対してする届出、請求、申出その他の行為(内閣総理大臣、選挙管理委員会等が総務大臣、参議院特定選挙区選挙管理委員会又は選挙管理委員会に対してする行為を含む。)の期限については、行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九

二 選挙事務のため都道府県及び市町村の選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長及び選挙分会長において要する費用

三〇十二 〔略〕

(選挙に関する届出等の時間)

第二百七十条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて総務大臣、中央選挙管理会、選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長等に対してする届出、請求、申出その他の行為は、午前八時三十分から午後五時までの間にしなければならない。ただし、次に掲げる行為は、当該市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内にはなければならない。

一〇四 〔略〕

2 〔略〕

(選挙に関する届出等の期限)

第二百七十条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて総務大臣、中央選挙管理会又は選挙管理委員会に対してする届出、請求、申出その他の行為(内閣総理大臣、選挙管理委員会等が総務大臣又は選挙管理委員会に対してする行為を含む。)の期限については、行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第二条本文及び地方自治法第四条の二第四項本文の規定は、

十一号) 第二条本文及び地方自治法第四条の二第四項本文の規定は、適用しない。ただし、第十五章に規定する争訟に係る異議の申出又は審査の申立ての期限については、この限りでない。

(選挙事務の委嘱)

第二百七十三条 参議院特定選挙区選挙管理委員会又は都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会が、都道府県知事又は市町村長の承認を得て、当該都道府県又は市町村の補助機関たる職員に選挙に関する事務を委嘱したときは、これらの職員は、忠実にその事務を執行しなければならない。

別表第三(第十四条関係)

選挙区	議員数
北海道	六人
青森県	二人
岩手県	二人
宮城県	四人
秋田県及び山形県	二人
福島県	二人
茨城県	四人
栃木県	二人
群馬県	二人

適用しない。ただし、第十五章に規定する争訟に係る異議の申出又は審査の申立ての期限については、この限りでない。

(選挙事務の委嘱)

第二百七十三条 都道府県又は市町村の選挙管理委員会が、都道府県知事又は市町村長の承認を得て、当該都道府県又は市町村の補助機関たる職員に選挙に関する事務を委嘱したときは、これらの職員は、忠実にその事務を執行しなければならない。

別表第三(第十四条関係)

選挙区	議員数
北海道	四人
青森県	二人
岩手県	二人
宮城県	四人
秋田県	二人
山形県	二人
福島県	二人
茨城県	四人
栃木県	二人
群馬県	二人

岡山県	二人	鳥取県及び島根県	二人	奈良県及び和歌山県	四人	兵庫県	六人	大阪府	八人	京都府	四人	滋賀県	二人	三重県	二人	愛知県	八人	静岡県	四人	山梨県及び長野県	四人	石川県及び福井県	二人	富山県及び岐阜県	四人	新潟県	四人	神奈川県	八人	東京都	十二人	千葉県	六人	埼玉県	八人
-----	----	----------	----	-----------	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	----------	----	----------	----	----------	----	-----	----	------	----	-----	-----	-----	----	-----	----

岡山県	二人	島根県	二人	鳥取県	二人	和歌山県	二人	奈良県	二人	兵庫県	四人	大阪府	八人	京都府	四人	滋賀県	二人	三重県	二人	愛知県	六人	静岡県	四人	岐阜県	二人	長野県	四人	山梨県	二人	福井県	二人	石川県	二人	富山県	二人	新潟県	四人	神奈川県	八人	東京都	十人	千葉県	六人	埼玉県	六人
-----	----	-----	----	-----	----	------	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	------	----	-----	----	-----	----	-----	----

沖繩県	鹿兒島県	大分県及び宮崎県	熊本県	佐賀県及び長崎県	福岡県	香川県及び愛媛県	徳島県及び高知県	山口県	広島県				
二人	二人	四人	二人	二人	六人	四人	二人	二人	四人				
沖繩県	鹿兒島県	宮崎県	大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県
二人	二人	二人	二人	二人	二人	二人	四人	二人	二人	二人	二人	二人	四人

改 正 案

第四十九条（公職選挙法の罰則準用） 審査に関しては、公職選挙法第二百二十七条から第二百三十四条まで、第二百三十七条から第二百三十八条まで及び第二百五十五条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

〔略〕	<p>第二百二十七条 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院特定選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会<small>の委員若しくは職員</small>、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に係るある国若しくは地方公共団体の公務員</p>	〔略〕	<p>最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条第二項前段に掲げる者</p>
-----	--	-----	-------------------------------------

現 行

第四十九条（公職選挙法の罰則準用） 審査に関しては、公職選挙法第二百二十七条から第二百三十四条まで、第二百三十七条から第二百三十八条まで及び第二百五十五条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

〔略〕	<p>第二百二十七条 選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に係るある国若しくは地方公共団体の公務員</p>	〔略〕	<p>最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条第二項前段に掲げる者</p>
-----	--	-----	-------------------------------------

改正案	現行
<p>（公職選挙法の準用）</p> <p>第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十三条から第二十五条まで、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第八項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）、第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）、第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条の二の二まで並びに第八十八条第二項の規定を除く。）、第一百一十一条第一項及び第二項（欠けた場合の通</p>	<p>（公職選挙法の準用）</p> <p>第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十三条から第二十五条まで、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第八項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）、第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）、第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条の二の二まで並びに第八十八条第二項の規定を除く。）、第一百一十一条第一項及び第二項（欠けた場合の通</p>

知)、第百十六条(議員又は当選人がすべての場合の一般選挙)、第百十七条(設置選挙)、第百二十九条、第百三十条、第百三十一条第一項及び第二項、第百三十二条から第百三十七条まで、第百三十七條の三、第百三十八條、第百四十條の二、第百四十八條の二、第百六十一条第一項、第三項及び第四項、第百六十四條の六、第百六十六條、第百七十八條(選挙運動)、第十五章(争訟)(第百二条第二項、第百四条、第百五条第五項、第百六条第二項、第百八条、第百九条の二第二項、第百十一条第二項、第百十六條及び第百二十條第四項の規定を除く。)、第十六章(罰則)(第百二十四條の三、第百三十五條の二第一号及び第二号、第百三十五條の三、第百三十五條の四、第百三十五條の六、第百三十六條第二項、第百三十六條の二、第百三十八條の二、第百三十九條第一項第四号及び第二項、第百三十九條の二第一項、第百四十條第二項、第百四十二條第二項、第百四十二條の二、第百四十三條第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第百四十四條第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第百四十六條から第百五十條まで、第百五十一条の二第二項、第三項及び第五項、第百五十一条の三、第百五十一条の四、第百五十二条の二、第百五十二条の三、第百五十五条第三項から第五項まで並びに第百五十五条の二から第百五十五条の四までの規定を除く。)、第百六十四条の二(行政手続法の適用除外)、第百七十条第一項本文(選挙に関する届出等の時間)、第百七十条の二(不在者投票の時間)、

知)、第百十六条(議員又は当選人がすべての場合の一般選挙)、第百十七条(設置選挙)、第百二十九条、第百三十条、第百三十一条第一項及び第二項、第百三十二条から第百三十七条まで、第百三十七條の三、第百三十八條、第百四十條の二、第百四十八條の二、第百六十一条第一項、第三項及び第四項、第百六十四條の六、第百六十六條、第百七十八條(選挙運動)、第十五章(争訟)(第百二条第二項、第百四条、第百五条第五項、第百六条第二項、第百八条、第百九条の二第二項、第百十一条第二項、第百十六條及び第百二十條第四項の規定を除く。)、第十六章(罰則)(第百二十四條の三、第百三十五條の二第一号及び第二号、第百三十五條の三、第百三十五條の四、第百三十五條の六、第百三十六條第二項、第百三十六條の二、第百三十八條の二、第百三十九條第一項第四号及び第二項、第百三十九條の二第一項、第百四十條第二項、第百四十二條第二項、第百四十二條の二、第百四十三條第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第百四十四條第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第百四十六條から第百五十條まで、第百五十一条の二第二項、第三項及び第五項、第百五十一条の三、第百五十一条の四、第百五十二条の二、第百五十二条の三、第百五十五条第三項から第五項まで並びに第百五十五条の二から第百五十五条の四までの規定を除く。)、第百六十四条の二(行政手続法の適用除外)、第百七十条第一項本文(選挙に関する届出等の時間)、第百七十条の二(不在者投票の時間)、

第二百七十条の三（選挙に関する届出等の期限）、第二百七十二条（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
第二十三条第一項	前条第一項の規定による登録については登録月の三日から七日までの間（同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間）、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理す	毎年十月二十日から十一月三日までの間

第二百七十条の三（選挙に関する届出等の期限）、第二百七十二条（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
第二十三条第一項	前条第一項の規定による登録については登録月の三日から七日までの間（同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間）、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定める期間	毎年十月二十日から十一月三日までの間

[略]	第三百三十六条	[略]	第一百一十一条第二項	[略]		
[略]	次に掲げる者	[略]	次条	[略]	[略]	る参議院特定選挙区選挙管理委員会)が定める期間
[略]	漁業法第八十七條第四項に掲げる者	[略]	漁業法第九十三條第一項	[略]	[略]	

[略]	第三百三十六条	[略]	第一百一十一条第二項	[略]		
[略]	左の各号に掲げる者	[略]	第一百二十二条	[略]	[略]	
[略]	漁業法第八十七條第四項に掲げる者	[略]	漁業法第九十三條第一項	[略]	[略]	

改 正 案	現 行
<p>（公職選挙法の準用）</p> <p>第十一条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八条（特定地域に関する特例）、第十一条第一項及び第二項（選挙権及び被選挙権を有しない者）、第十一条の二（被選挙権を有しない者）、第十七条（投票区）、第十八条（開票区）、第十九条第四項（名簿の抄本の使用）、第二十三条から第二十五条まで（縦覧、異議の申出等）、第三十条（選挙人名簿の再調製）、第三十三条（一般選挙の期日）、第三十四条（再選挙、補欠選挙等の期日）、第六章（第三十七条第三項及び第四項、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二、第四十九条第四項から第八項まで、第四十九条の二並びに第五十七条第二項の規定を除く。）（投票）、第七章（第六十一条第三項及び第四項、第六十八条第二項及び第三項並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）（開票）、第八章（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）（選挙会）、第八十六条の四第一項から第五項まで及び第九項から第十一項まで（候補者の立候補の届出等）、第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）、第八十七条第一項（重複立候補の禁止）、第九十条（立候補のための公務員の退職）、第九十一条第二項（公務員となつたため立候補の辞退とみなされる</p>	<p>（公職選挙法の準用）</p> <p>第十一条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八条（特定地域に関する特例）、第十一条第一項及び第二項（選挙権及び被選挙権を有しない者）、第十一条の二（被選挙権を有しない者）、第十七条（投票区）、第十八条（開票区）、第十九条第四項（名簿の抄本の使用）、第二十三条から第二十五条まで（縦覧、異議の申出等）、第三十条（選挙人名簿の再調製）、第三十三条（一般選挙の期日）、第三十四条（再選挙、補欠選挙等の期日）、第六章（第三十七条第三項及び第四項、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二、第四十九条第四項から第八項まで、第四十九条の二並びに第五十七条第二項の規定を除く。）（投票）、第七章（第六十一条第三項及び第四項、第六十八条第二項及び第三項並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）（開票）、第八章（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）（選挙会）、第八十六条の四第一項から第五項まで及び第九項から第十一項まで（候補者の立候補の届出等）、第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）、第八十七条第一項（重複立候補の禁止）、第九十条（立候補のための公務員の退職）、第九十一条第二項（公務員となつたため立候補の辞退とみなされる</p>

場合)、第十章(第九十五条の二、第九十五条の三、第九十七条第三項、第九十七条の二、第九十八条第二項から第四項まで、第九十九条の二、第百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第百一条から第百一条の二の二まで並びに第百八条第二項の規定を除く。)(当選人)、第百十条第一項及び第三項(再選挙)、第百十一条第一項及び第二項(議員の欠けた場合の通知)、第百十二条第五項、第七項及び第八項(議員の欠けた場合の繰上補充)、第百十三条第一項(補欠選挙)、第百十五条第一項(合併選挙)、第百十六条(議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙)、第百十七条(設置選挙)、第百二十九条(選挙運動の期間)、第百三十条(選挙事務所の設置及び届出)、第百三十一条第一項及び第二項(選挙事務所の数)、第百三十二条(選挙当日の選挙事務所の制限)、第百三十四条から第百三十七条まで(選挙事務所の閉鎖命令、選挙事務関係者等の選挙運動の禁止)、第百三十七条の三(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)、第百三十八条(戸別訪問)、第百四十条の二(連呼行為の禁止)、第百四十八条の二(新聞紙、雑誌の不法利用等の制限)、第百六十一条、第百六十一条の二、第百六十二条第一項及び第二項、第百六十三条(個人演説会)、第百六十四条の六(夜間の街頭演説の禁止等)、第百六十六条(特定の建物及び施設における演説等の禁止)、第十五章(第百二十四条、第百二十五条第五項、第百八条、第百九条の二第二項、第百十一条第二項及び第百二十条第四項の規定を除く。)(争訟)、第十六章(第百二十四条の三、第百三十五条の二第一号及び第二号、

場合)、第十章(第九十五条の二、第九十五条の三、第九十七条第三項、第九十七条の二、第九十八条第二項から第四項まで、第九十九条の二、第百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第百一条から第百一条の二の二まで並びに第百八条第二項の規定を除く。)(当選人)、第百十条第一項及び第三項(再選挙)、第百十一条第一項及び第二項(議員の欠けた場合の通知)、第百十二条第五項、第七項及び第八項(議員の欠けた場合の繰上補充)、第百十三条第一項(補欠選挙)、第百十五条第一項(合併選挙)、第百十六条(議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙)、第百十七条(設置選挙)、第百二十九条(選挙運動の期間)、第百三十条(選挙事務所の設置及び届出)、第百三十一条第一項及び第二項(選挙事務所の数)、第百三十二条(選挙当日の選挙事務所の制限)、第百三十四条から第百三十七条まで(選挙事務所の閉鎖命令、選挙事務関係者等の選挙運動の禁止)、第百三十七条の三(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)、第百三十八条(戸別訪問)、第百四十条の二(連呼行為の禁止)、第百四十八条の二(新聞紙、雑誌の不法利用等の制限)、第百六十一条、第百六十一条の二、第百六十二条第一項及び第二項、第百六十三条(個人演説会)、第百六十四条の六(夜間の街頭演説の禁止等)、第百六十六条(特定の建物及び施設における演説等の禁止)、第十五章(第百二十四条、第百二十五条第五項、第百八条、第百九条の二第二項、第百十一条第二項及び第百二十条第四項の規定を除く。)(争訟)、第十六章(第百二十四条の三、第百三十五条の二第一号及び第二号、

第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六條第二項、第二百三十六條の二、第二百三十九條第一項第四号及び第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條第一項第三号及び第二項、第二百四十二條第二項、第二百四十二條の二、第二百四十三條第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四條第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五條から第二百五十條まで、第二百五十一條の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一條の三、第二百五十一條の四、第二百五十二條の二、第二百五十二條の三、第二百五十五條第三項から第五項まで並びに第二百五十五條の二から第二百五十五條の四までの規定を除く。)(罰則)、第二百六十四條の二(行政手続法の適用除外)、第二百七十條第一項本文(選挙に関する届出等の時間)、第二百七十條の二(不在者投票の時間)、第二百七十條の三(選挙に関する届出等の期限)、第二百七十一條の二(一部無効に因る再選挙の特例)、第二百七十二條(命令への委任)並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除き、農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。この場合において、これらの規定中「公職の候補者」とあるのは「農業委員会の選挙による委員の候補者」と読み替え、次表上欄に掲げる同法の規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六條第二項、第二百三十六條の二、第二百三十九條第一項第四号及び第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條第一項第三号及び第二項、第二百四十二條第二項、第二百四十二條の二、第二百四十三條第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四條第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五條から第二百五十條まで、第二百五十一條の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一條の三、第二百五十一條の四、第二百五十二條の二、第二百五十二條の三、第二百五十五條第三項から第五項まで並びに第二百五十五條の二から第二百五十五條の四までの規定を除く。)(罰則)、第二百六十四條の二(行政手続法の適用除外)、第二百七十條第一項本文(選挙に関する届出等の時間)、第二百七十條の二(不在者投票の時間)、第二百七十條の三(選挙に関する届出等の期限)、第二百七十一條の二(一部無効に因る再選挙の特例)、第二百七十二條(命令への委任)並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除き、農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。この場合において、これらの規定中「公職の候補者」とあるのは「農業委員会の選挙による委員の候補者」と読み替え、次表上欄に掲げる同法の規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

〔略〕			〔略〕
〔略〕	〔略〕	<p>第二十三条第一項 前条第一項の規定による登録については登録月の三日から七日までの間（同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間）、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比</p> <p>例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会、参議院特定選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院特定選挙区選挙管理委員会）が定める期間</p>	〔略〕
〔略〕	〔略〕		〔略〕

〔略〕			〔略〕
〔略〕	〔略〕	<p>第二十三条第一項 前条第一項の規定による登録については登録月の三日から七日までの間（同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間）、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比</p> <p>例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定める期間</p>	〔略〕
〔略〕	〔略〕		〔略〕